

これからの中小企業の事業再生&事業承継Q & A 第2回

葵総合経営センター
公認会計士 長谷川 敏也

2.企業再編の手法

Q2：事業再生・再編を後押しするさまざまな手法がめまぐるしく創設されたり改正されていますが一言で言うとメリット・デメリットはどうなっているのですか。

A2：確かに企業の再編スキームは多様化しています。商法や税法、産業再生法等の関連法規が企業の再編ニーズに合わせて次々改正されているからですが、代表的な手法の概要は以下のとおりです。

手法	メリット	デメリット
株式交換 株式移転	資金が不要 強制的に100%の持株関係を創設できる	自己の株価が高くないと有利な交換ができない
合併	被合併会社の財産が合併会社のものになる 従業員の承継について特に移転手続きを必要としない	包括的な承継なので隠れた債務が危険 システム統合等の初期費用がかかる
会社分割	営業譲渡に比べ検査役の検査等を要しないので時間的に早く完了できる 財産の個々の移転手続きを要しない(分割事業を包括的に承継する)	会社分割をした場合、連結納税制度を活用しないと増税になるケースがある
営業譲渡	時価で譲渡するので譲渡損益が計上される 希望する営業のみが買える 隠れた債務の引継ぎの心配がない	譲渡損益に課税関係が発生する 各資産の移転手続きが煩雑
現物出資	資金が不要	原則検査役の検査が必要で期間を要する
子会社設立	特定事業分野を迅速かつ容易に移転できる	事後設立の手続きに留意が必要
自己株式取得	企業組織再編上のさまざまな目的に利用できる	配当課税、資金流出が発生する

これらは中小企業での活用ももちろん可能です。グループ会社や複雑になった持株関係の整理、事業承継を行う適正サイズへの分割、第三者への事業移転など、各社のニーズに合わせた選択ができます。

株式交換・移転は平成11年、会社分割は平成13年、自己株式取得(金庫株の解禁)は平成13年に商法が改正されて創設された制度であり、税制も平成13年に企業組織再編税制が抜本的に見直され、平成14年からは連結納税制度が施行されています。そしてこれら一連の法整備により、企業の再編がより機動的に行われるようになりました。